

川崎市訓令第7号

序 中 一 般

各 か い

川崎市軽易工事契約事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
。

令和 7 年 5 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市軽易工事契約事務取扱規程の一部を改正する訓令

川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和49年川崎市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「2, 500, 000円」を「4, 000, 000円」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。